住所　静岡県磐田市中泉2241番地１
　李光子　昭和11年12月６日生
住所　浜松市中区元魚町169番地１
　朴志津江　昭和35年８月26日生
住所　静岡県磐田市国府台37番地33
　朴智弘　昭和38年７月17日生
　奇秋代　昭和43年９月15日生
　朴リサ　平成12年８月８日生
　朴勇希　平成14年12月27日生

○外務省告示第百十一号

昭和四十四年六月二十三日にロンドンで作成された「千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月六日外務省告示第百十二号よりの追加）。

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
マダガスカル共和国	平成二十九年七月二十七日	平成二十九年十月二十七日

○外務省告示第百十二号

昭和五十三年七月七日にロンドンで作成された「千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月八日外務省告示第百十六号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十三年十二月二十一日	平成十四年三月二十一日
ニウエ	平成二十四年五月十八日	平成二十四年八月十八日
セーシェル共和国	平成二十九年七月十七日	平成二十九年十月十七日

平成三十年三月二十日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百十三号

平成三十年三月一日にロゾーで、ドミニカ国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億二千万円

3　署名者

日　本　側　岡田光彦在ドミニカ国大使

ドミニカ国側　フランシーン・バロン外務・カリコム担当大臣

平成三十年三月二十日

外務大臣　河野　太郎

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成二十二年二月十七日	平成二十二年五月十七日
ニウエ	平成二十四年五月十八日	平成二十四年八月十八日
ドミニカ共和国	平成二十八年六月九日	平成二十八年九月九日
ギニアビサウ共和国	平成二十八年十月二十四日	平成二十九年一月二十四日

平成三十年三月二十日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百十三号

平成三十年三月一日にロゾーで、ドミニカ国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億二千万円

3　署名者

日　本　側　岡田光彦在ドミニカ国大使

ドミニカ国側　フランシーン・バロン外務・カリコム担当大臣

平成三十年三月二十日

外務大臣　河野　太郎

住所　東京都国分寺市東戸倉１丁目19番地60
　潘隆成　平成５年８月２日生
住所　名古屋市北区柳原３丁目10番５号
　李美華　昭和51年２月17日生
住所　大阪市此花区高見１丁目４番55―212号
　裵真季　昭和60年９月14日生
住所　京都府舞鶴市字安岡622番地33
　朴好美　昭和45年８月29日生
住所　京都府舞鶴市字堂奥360番地
　朴幸恵　昭和49年12月30日生

○外務省告示第百十四号

平成三十年三月六日にセントジョンズで、アンティグア・バーブーダ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアンティグア・バーブーダ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億二千万円

3　署名者

日　本　側　岡田光彦在アンティグア・バーブーダ大使

アンティグア・バーブーダ側　チャールズ・フェルナンデス外務・出入国管理大臣

平成三十年三月二十日

外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省告示第六十三号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成三十年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

○・〇〇〇四

○厚生労働省告示第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき平成二十六年度、平成二十七年度及び平成二十八年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

一　平成二十六年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
○歳から四歳まで	一四一、九三八、七九四、四六六円	七六二、一〇六人
五歳から九歳まで	七八、二九二、四三一、八八七円	八五七、〇一七人
十歳から十四歳まで	六六、五一八、〇六四、一〇二円	九六二、一三二人
十五歳から十九歳まで	六三、四七〇、六〇五、三〇五円	一、〇九〇、三三四人
二十歳から二十四歳まで	七四、八四三、〇四七、二九三円	一、一八一、五五七人
二十五歳から二十九歳まで	一一〇、四五八、三三六、四〇五円	一、二八五、二七四人
三十歳から三十四歳まで	一五五、八一七、七三六、九一六円	一、四五五、五九〇人
三十五歳から三十九歳まで	二二三、七八八、九一七、九五四円	一、六八六、七二六人